## 佐賀県告示第 129 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第1項の規定により、次の知事指定 薬物の指定は、令和6年5月11日に失効する。

令和6年5月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

化学名  $(8R) - N, N - ジェチル - 6 - メチル - 1 - [(チオフェン - 2 - イル) カルボニル] - 9, <math>10 - \widetilde{\upsilon}$  にドロエルゴリン - 8 -カルボキシアミド (通称名: 1T-LSD) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。